

判決年月日	平成 1 7 年 4 月 1 3 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 3 部
事 件 番 号	平成 1 7 年(行ケ) 1 0 2 2 5 号		
○ 「 E S I [t r o n i c] 」の文字からなる商標（本願商標）が「 A S T O N I C 」の文字からなる公知商標とは類似しないとして，これを類似するとした審決が取り消された事例			

（関連条文）商標法４条１項１１号

１ 原告は，「ＥＳＩ[t r o n i c]」の文字からなる商標（本願商標）について，指定商品及び指定役務を９類，３７類として商標登録出願したが，拒絶査定を受けたため，不服の審判を請求した。特許庁は，本願商標は商標法４条１項１１号に該当するとして不成立審決をした。

審決の理由は，「ＥＳＩ」の文字部分と「t r o n i c」とは視覚上分離して看取されること，「t r o n i c」の文字部分は，一般の英語の辞書にはその記載を認めることができない語であるから，一種の造語として看取され，自他商品の識別標識としての機能を果たすことなどから，本願商標は，「t r o n i c」の文字部分より「トロニック」の称呼をも生じ，一方，引用商標についても「ＡＳ」の文字と「ＴＲＯＮＩＣ」の文字が視覚上分離して看取され，「ＴＲＯＮＩＣ」の文字部分より，「トロニック」の称呼をも生じ，結局，両商標は，「トロニック」の称呼を共通にし，全体として相紛れるおそれのある類似する商標である，というものである。

２ 本判決は，我が国において知られている会社名，製品名，技術名，登録商標の中に「～トロニック」「～t r o n i c」という実例が多く存在している事実を認定し，「t r o n i c」の語それ自体は，さほどの識別力を有しないものとみるのが相当であるとした上で，本願商標や引用商標から「t r o n i c」の部分のみを取り出して「トロニック」の称呼を生じさせるとみることには無理があり，本願商標は，「ＥＳＩ[t r o n i c]」全体として，「イーエスアイトロニック」あるいは「エジトロニック」との称呼を，引用商標も「ＡＳＴＲＯＮＩＣ」全体として，「エーエストロニック」あるいは「アズトロニック」との称呼をそれぞれ生じさせるから，両商標は「トロニック」の称呼を共通にし，類似するとした審決の判断は誤りであるとしてこれを取り消した。